

innoventier 弁護士法人
イノベンティア

企業法務相談室

〈第19回〉 弁護士(日本・ニューヨーク州) まちの町野 しげ 静

慶応義塾大学法学部、慶応義塾大学法科大学院を経て、2007年に弁護士登録。大手法律事務所での勤務を経て、2016年11月より弁護士法人イノベンティアに勤務。2015年に米国デューク大学ロースクール法学修士(LL.M.)取得。2016年にニューヨーク州弁護士登録。2015~2016年にシカゴの法律事務所に勤務し、米国内でビジネスをする日系企業へのアドバイスに携わる。主に企業をクライアントとし、知的財産法、国際法務、環境法等の分野におけるアドバイスを行っている。



法改正の背景

成人の年齢（成年年齢）は、明治二九年（一八九六年）に民法が制定されて以来、二〇歳と定められてきました。これは、明治九年の太政官布告を引き継いだものといわれています。

成年年齢を引き下げる議論が始まつたきっかけは、二〇〇七年五月に制定された日本国憲法の改正手続に関する法律（以下「国民投票法」といいます）が、憲法改正のための国民投票権を有する者の年齢（以下「国民投票年齢」といいます）を満一八歳以上と定め（三条）、同法の附則に成年年齢を定める民法等の見直し条項が設けられたことによります。国民投票年齢が一八歳とされた理由は、国民投票年齢を一八歳とするのが国際標準であること、憲法改正のための国民投票には多くの国民、特に将来の日本を背負って立つ若い人々に参加してもらおうとの考えに基づくものです。そして、諸外国では国民投票年齢と公職選挙法の選挙権を有する者の年齢と成年齢が基本的に一致している例が非常に多いこと等から、我が国でも検討すべきであるとして民法改正について検討し、必要な措置を講ずることが国民投票法の附則に設けられたのです！

その後、二〇一五年、公職選挙法が改正さ

成人年齢を引き下げる 民法の改正について

れて選挙権年齢が一八歳に引き下がれ、翌年七月の参議院議員通常選挙では、国政選挙において初めて一八歳の国民が選挙で投票を行ったのは記憶に新しいところです。

法改正の概要

二〇一八年六月一三日、成年年齢を引き下げる内容を内容とする「民法の一部を改正する法律」が成立しました（以下「改正法」といいます）。改正法の施行日は二〇二二年四月一日です。

民法の定める成年年齢は、単独で契約を締結することができる年齢という意味と、親権に服することがなくなる年齢という大きく分けて二つの意味を持つものです。現行の民法では、「年齢二〇歳をもつて、成年年齢が二〇歳に変更されることになります。改定が、我が国で成人年齢を二〇歳とするこの根拠条文となっています。改正法は、この「二〇歳」を「一八歳」とするもので、これによって、法律上の成年年齢が一八歳から二〇歳に変更されることになります。法務省によれば、成年年齢の引き下げにより、「一八歳、一九歳の若者が自らの判断によつて人生を選択することができる環境を整備するとともに、その積極的な社会参加を促し、社会を活力あるものにする意義を

法改正により懸念される影響

とする内容の改正案の議論が続いている。

この法改正により、国民生活の様々な場面で大きな影響が出ることになりますが、その影響の大きさにかんがみ、施行日は上記のとおり、四年後の二〇二三年とされ、それまでの間、国民への周知活動等、環境整備のための種々の施策が講じられることとされています。

最も懸念されているのは、消費者被害の拡大です。上記のとおり、民法上の成年年齢の引き下げの意義の一つとして、契約締結が親権者の同意なく単独でできることがあります。したがつて、今回の改正により、一八歳に達していれば、ローンを組んで高額の買物をしたり、借入を行つたりすることが可能となります。この点について、現在でも、悪徳業者による消費者被害を受けているのは若年者が多く、未成年者取消権の存在は悪質業者に対する大きな抑止力になつていているとの見解もあります。こうした見解を踏まえて、改正法と同時に、消費者契約法についても一部改正が行われました。この改正においては、一部取消し得る契約の類型が追加されたほか、無効となる不当条項の追加や、事業者の努力義務につき、契約条項を定めるに当たつて、その解釈に疑義が生じない明確なもので、消費者にとって平易なものとなるよう努めることとされました。

また、消費者を直接相手にするビジネスを行つてゐる企業にとって、一八歳以上の者関係の事務の変更が挙げられます。二〇歳未満の者を雇用する場合、実務上、雇用契約時に親権者から同意書や保証書といった書面を取り付けている例が多いと思われますが、成年年齢が一八歳とされると、雇い入れる従業員が一八歳以上であれば、こういった書面の取り付けは、法律上は不要となります。

また、消費者契約法の改正も行われてゐるため、これまで以上に事業者が相手であれば親権者の同意が必要とされるため、顧客の範囲が広がり得るといえるでしょう。もともと、法律が改正されたところで一八歳の顧客の経済力が変化する訳ではないことから、特に、携帯電話や不動産といった継続的な支払いが行われる取引に関する契約においては、引き続き契約者の親などを保証人とするべきかといつた点につき検討が必要となるでしょう。

さらに先に述べたような消費者契約法の改正も行われてゐるため、これまで以上に事業者における情報提供や明確な契約条項の作成が重要となります。一八歳以上であれば親権者は法定代理人ではなくなるため、あくまで本人に対して契約内容の説明などをを行い、理解をしてもらつた上で契約を行う必要があります。具体的にどのような手順で説明を行うかについてもマニュアルなどの整備を行う必要がありますと思われます。

他の法律への影響

有する」と考えられています²。

また、現行民法では、婚姻開始年齢（婚姻が可能となる年齢）が、男性が一八歳、女性が一六歳とされていますが（七三一条）、改正法ではこの婚姻開始年齢が男女とも一八歳に引き下げる内容の法律改正があつたと聞きましたが、どのような背景があり、我々の生活には具体的にどのような影響があるのでしょうか。また、この法改正によって企業が受ける影響はありますか。

企業が注意すべき点

法改正により企業が受ける影響としては、まず、高卒など一八歳以上二〇歳未満の従

¹ 内田亜也子「民法成年年齢引き下げの意義と題「未来を担う若年者の自立への期待と新たな支援対策の必要性」立法と調査、二〇一七年一二月（N°・三九五）

html

² http://www.moj.go.jp/MINJI/minji07_00218.html